構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県津久井郡藤野町

2 構造改革特別区域の名称

ノーマライゼーションを目指す町に「心の教育・トータルケアの場」をLD・AD HD児に保障する藤野町特区

3 構造改革特別区域の範囲

神奈川県津久井郡藤野町の全域

4 構造改革特別区域の特性

藤野町は、神奈川県の最北西端に位置し、町域は東西6.8キロメートル、南北13.5キロメートルで南北に長い形をしている。面積は64.91平方キロメートルで、県総面積の約2.7パーセントの小さな町である。首都東京から約50キロメートルと、立地的には恵まれたところに位置している。東は相模湖町、南は道志川を境にして津久井町に接しており、西は山梨県上野原町、秋山村、道志村、さらに北は東京都八王子市、檜原村の計7市町村に接している。町の中央部には神奈川県民の水がめである相模湖があることから、町域のおよそ8割以上にあたる5244ヘクタールを山林が占め、いわば神奈川県の水源を守っている町である。

比較的、立地条件に恵まれた町ではあるが、このような町でも、近年、地方分権 時代の本格的な荒波は確実に押し寄せている。とりわけ、全国的な社会問題でもあ る少子高齢化社会への移行は顕著に現れており、当町においても平成8年度を境に 人口自然減の時代に入ってきた。

減少を続ける出生数と平行して、増加する高齢者を抱える状況の中で、安心して 子育てができる環境をどのように創りあげていくのか、また、高齢者が生まれ育っ た地域の中で、不安がなく暮らしていけるための社会システムをどのように構築し ていくのかが、これまでのまちづくりの最大課題であり、なかでも、小学校規模の 適正化の推進は最大の行政課題であった。

そこで、平成10年度より町立小学校の統廃合を核とした「藤野町公共施設等適正配置計画」の策定に伴う調査・研究に取り掛かり、平成14年度には一定の方向性が確立した。既存の10校ある小学校を平成20年までに3段階を経て最終3校とする計画であるが、同時に廃校となる7校の跡地有効活用が課題となってきた。また、少子高齢化に歯止めをかけ、子育て世代の家庭の町外からの移住を促進する

ことが町の将来のために強く求められているところである。

この小学校の統廃合を契機に、教育効果、教育環境の質の向上をすることはもちるんであるが、より充実させるためには専門性を有する教育現場も必要と考える。 また、少子化対策を一つの柱として取り組んでいる一方で当町では、障害者への 支援対策も力を入れている。

障害者が住み慣れた地域や家庭で生活や活動をしていく上で障害となるものは、 ハンディキャップから生ずる障害ばかりでなく、人が社会生活を営む上で必要なす べての環境にまで及んでいる。制度面の充実はもとより、障害を持たない人の理解 も必要不可欠と考える。

当町では障害者福祉のノーマライゼーションの実現に向けさまざまな取り組みをしている。

町単独事業で実施している介助員制度は、町立小中学校(6小中学校)の障害児学級へ派遣する制度であり、特別に支援を必要とする児童生徒(平成14年度18名、平成15年度12名対象)に対し約10名の介助員をそれぞれ派遣している。神奈川県下でも人口1万人弱の町村でこれほどの支援策を実施している町村はないという。

また、障害の早期発見・早期治療・訓練のため、軽い言葉の遅れ、ひどい癖、友達と遊べない等の障害を持つ児童生徒(15歳位まで)を対象に心理士が相談に応じる「発達相談(平成13年度実績対象者42人/実施回数66回)」や、身体に障害のある就学前児童及びその保護者(概ね2歳から6歳くらいまでの幼児と家族)を対象に日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練を行う「生活訓練会(平成13年度実績対象者14人/実施回数160回)」なども重点事業として取り組んでいる。

この他、町内には民間の身体障害者等支援サービス施設が3園、町の委託施設として「たんぽぽの家作業所」と計4箇所もの関連施設が存在し、障害者福祉事業を展開していく環境としては恵まれており、さらに、町商工会や町内の事業所との連携により、福祉的就労協力事業所の認定や就労の場の確保などの取り組みも行われている。

これら福祉的要素の高い事業を展開していることで成果も上がってはいるが、当町においても町内小中学校における不登校児の数は平成13年度には12名、平成14年度には8名という現実問題がある。また、不登校児には至らないまでも、教室での学習についていけなかったり、他の児童生徒とトラブルを起こしたり、席に着いていられず結果的に授業を妨害してしまったりといった不適応行動を起こす子供も潜在的には多い。

このような状況から、本町において、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、広汎性発達障害による不登校の子どもたちに対して、それぞれの障害

を理解した上で個々に見合った教育を提供し、治療的な教育を要する子どもたちへ対応することができる機関は必要である。また、障害者福祉政策を柱として進めてきたわが町にとっては、さらに専門性と住民サービスが高まり、町内のみならず周辺自治体等にも良い影響を与えることが考えられる。

5 構造改革特別区域の意義

(1) LD、ADHD等による不登校の児童生徒に対し支援を行う教育機関の学校法人化による低負担で公平な教育環境の提供

「本町が、独自にLD、ADHDに対応できる機関を設置するとなると、多大な時間と経費を要する」、「適切な指導ができる専門的な知識を有する職員の確保が困難である」等々…これらは、小学校統廃合を行う際に庁内の議論の中で出された意見であるが、そんな時、NPO法人であるフリースクール「湘南ライナス学園」から当町に施設を移転したい意向がある旨を知った。そして、町では、小学校統廃合を機とした町内の一層の教育環境の充実はもとより、さらなる障害福祉サービスの向上、定住人口の増加対策等を鑑み、全面的な協力体制のもと誘致活動を行ってきた。

L D、A D H D の指導では全国的にも著名な「湘南ライナス学園」は、

LD、ADHDやその周辺に存在する子どもたちで、不登校状態となっている子どもを主な対象とする。

小集団指導と個別指導を組み合わせた指導を行い、子どもの状態やレベル変化に応じて柔軟な教育活動を行う。

個々のニーズに対応した個別教育計画(IEP)に基づき教育活動を行う。 カウンセラーによる個別カウンセリング・家族療法・プレイセラビー・小集 団サイコエデュケーション等を実施する。

小・中・高の一貫教育を行う。

という教育を行っている。

こうした湘南ライナス学園の特色から、湘南ライナス学園の活動は、LD、ADHDやその周辺に存在する子どもたちに対する教育機関として、不登校児童生徒及び障害があって指導上特に配慮を必要とする児童生徒を援助している本町の取り組みを補完できるものであると考える。

しかしながら、現状では、

フリースクールであるため、私学助成金も受けられず保護者に多大な金銭的な 負担がかかっている。

フリースクールであるため、中学までの指導援助で学力及びその周辺のことが 大きく改善されるにも関わらず希望する高校に入れない。

等の問題がある。

このような点は、湘南ライナス学園の学校法人化によって改善することが見込まれる。

(2)町のめざす多様な教育環境の整備

障害者福祉施策を重点的に遂行している本町において、前述のような教育活動の 試みの成功は、全国の公立学校、私立学校、教育関係者らに多大な反響を与えるこ とはもとより、わが国の教育分野の多様化・向上に向け必ずや資するものであると 考える。

また、NPO法人ライナスの会によって設置される学校が開校した場合、町立学校の教職員が、LD、ADHDやその周辺に存在する子どもの指導法を学ぶための実習現場としても機能することが見込まれるとともに、何より、現在、町立学校に通っている児童生徒の保護者に対して"子どもを通わせる学校"の一つとして選択肢が拡がる向上効果が見込まれる。

さらに、LDやADHDの場合、中・長期的な指導が必要であり、小・中・高一貫教育が望ましく、湘南ライナス学園が小・中・高一貫教育を実施する学校法人として認められることが望ましい。

現在、本町には、町立小・中学校が9校(幼稚園含む)、公立の障害者支援施設が1園、民間の障害者福祉支援施設が3園、教育委員会主体による各種相談事業の展開等々、現状においても教育環境は整っているものの、さらなる多様性を求めるニーズに対応し、その先駆的な対応策を全国に発信するためにも、NPO法人ライナスの会によって設置される学校の実現は本町の教育環境をより一層充実させるものと考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

LD、ADHDやその周辺の子どもたちが、それに起因する集団適応の難しさから不登校という状態に陥るケースが多く認められる。そのような子どもたちの特別な教育ニーズに対し、個々の教育ニーズを適切にとらえ個別の教育計画による教育支援を行うことで、社会に参加する力や意欲を育てることは、将来における社会的経済的リスクを減ずるだけでなく、積極的な人材の育成という視点からも重要であり有効である。

適切な個別教育計画(IEP)による教育活動により、集団や社会への適応を図るということにとどまらず、地域社会を積極的に担いうる力を育てることを目標としている。

また、多様な教育環境を整備することに伴い、町に対してもさまざまな相乗効果が期待されるが、地域経済活性化は重要なポイントとして位置付けている。NPO 法人ライナスの会が設置する学校が開校した場合、スタッフをはじめ、児童生徒の定住が見込まれ、必然的に地域経済も活性化していき、さらに地域との交流がなさ

れれば、そこで生まれた活力が新たなコミュニティの基盤となり地域づくりに資することとなる。

前記「特性」でも述べたように、本町では小学校統廃合を進めていると同時に廃校となった跡地利用の有効活用も検討しているが、平成15年12月には町内のある民間の知的障害者厚生施設が、地域・町との合意のもとで廃校となった小学校校舎の一部を借り作業場として活用しているという実例もある。この事例で生まれた、新たな地域コミュニティの創出は、まさに地域づくりという同じ目標に向かい官・民・地域が一体となった取り組みであり、その効果は計り知れない。

今回、申請した当計画についても、地域コミュニティとの交流により生じる地域 活性化効果を計り得ることを大いに期待している。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 多様な教育の場の実現に資する

増え続ける不登校児童・生徒に関する問題の根底には、現在の学校教育に適応できない子どもたちが、一定の権利を行使できないまま成長している。その子ども達に対し、個々に見合った教育を提供すことは急務である。湘南ライナス学園のように言わば、特色ある学校が本町に実現すれば、町立学校、芸術教育学校、障害児学校、作業所、そして不登校児対象学校と多種多様な教育の場が町内に存在することなり、その社会的効果は大である。

(2) L DやADHD、広汎性発達障害による不登校の子どもたちに対する有効な教育プログラムを実証することによる不登校児童生徒の減少

湘南ライナス学園の行う個別学習指導プログラムとカウンセリングを柱とした専門的な教育手法は、LD・ADHD等の指導のみならず、多様化する家庭環境・社会環境をバックグランドに持つ子ども達が、その個性を伸ばして、多様な個人の集まりである社会の中で生きていく時代の教育手法として真摯に求められている。伝統的な地域社会や家族の枠組みが脆弱になりつつある現在、この教育プログラムを本町で実証していくことにより、現状において潜在的に存在するLD・ADHD等の障害により不登校状態となっている児童生徒の数を、5年後をめどに半減することができ、これらの効果は、藤野町のみならず日本の教育社会へ発信できるものと考える。

(3) 町立の教育機関との連携や情報交換によって、地域の学校の教育力を高める

湘南ライナス学園では、LD・ADHDその他広汎性発達障害の子どもの指導について、広く日本の教育現場に指導法が届くよう、公立学校、私立学校を問わず、教員・学生の実習現場として開放することとしている。これにより、現在、町立小学校7校、町立中学校1校があるが、専門ノウハウをはじめとしたより多くの情報が得られ、地域の教育力の向上につながることが考えられる。

(4) 地域住民との交流によるコミュニティの活性化が図れる

湘南ライナス学園が移転を希望している、当町沢井中里地区の旧民間工場跡地には、川を挟み対岸に町立沢井小学校が位置しているが、もともと沢井地域は地域と学校が一体となりさまざま学校行事等が行われている。湘南ライナス学園も同様に園外授業や地域運動会の参加等々、地域との連携・交流を図り両者の発展を図っていくことが考えられる。

(5) 定住人口の増加が図れる

湘南ライナスが移転の場合、中長期的ではあるが児童生徒数(100名)の30%の約30名、教員スタッフの50%の15名程度は、寮生活も含め地域に定住することが見込まれる。また、同時に専門性の高い学校の存在は、近隣市町村住民への影響があることはもとより"多様な教育のまち"であるがゆえに若年層の定住を促すことも考えられる。

8 特定事業の名称

- (1) 校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業 < 番号:820(801-2)>
- (2) 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業

<番号:803(818)>

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する 事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
 - (1)教育相談(いじめ等教育相談)

小学校・中学校における不登校問題やいじめ問題等の解決を図ることを目的として、教育相談員(2名)を教育委員会に配置し、通常の学級に在籍する特別な教育ニーズを有する児童生徒及び担任、保護者に対し、教育上の様々な悩みについて相談に応じる。また、家庭訪問も行い、不登校児童生徒の心理的ケアを図り、人と係る力をつける。

(2)介助員派遣制度

障害のある児童生徒の学習権を保障するとともに、安全確保をするため、学校からの要請に応じて介助員の派遣を行う。

別紙 1 820 (801-2)

1 特定事業の名称

801-2、820 校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

NPO法人ライナスの会によって設立される学校法人によって設置される学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

事業に関する主体

NPO法人ライナスの会が設立する学校法人

事業区域

神奈川県津久井郡藤野町澤井1025番地

設置時期

2005年4月1日

事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

神奈川県津久井郡藤野町沢井 1025 所在の、旧藤野電子株式会社工場跡地(個人所有/敷地面積 2000 平方メートル、建物面積 1344.582 平方メートル)を、NPO法人ライナスの会が特区による特定事業の認可を得て設立する学校法人に貸与する。そして、2005 年 4 月には、同学校法人によって、LD(学習障害) ADHD(注意欠陥多動性障害)や広汎性発達障害による不登校の児童生徒を対象とした、専門教育を実践する学校として開校する予定。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)教育上の特段のニーズ

2002 年の文部科学省による調査結果では、LD(学習障害)の可能性のある子どもについて、6.3%の割合で学習面か行動面で著しく困難をきたす子どもがいるという結果が出ている。現在、公教育でのLDへの教育支援の環境整備が始まっているが、試行の段階であり、現場の普通学級と特別支援学級の狭間で適切な教育支援が受けられない子どもも多く、不登校や不適応等の問題で悩み苦しむ子ども・保護者・先生が多

ll.

こうした中、LDの教育支援に取り組んでいるNPO法人ライナスの会は、1986年よりLDとその周辺の子ども達への啓発・教育支援の活動を行っており、既に法整備がされLD教育の先進国であるアメリカから指導方法・形態の在り方について積極的に取り入れ、また、独自の教育理念・指導援助方法を作り、長年の実績を持っている。

この L D教育へのニーズは高く、神奈川県外など距離を厭わず転居した上で入学を希望する家庭も多い。また、現在までに多くの教育関係者・行政政治関係者が当法人を視察見学しており、取り組みについて多くのテレビ・新聞が特集している。

L D教育の先進地として子ども・保護者だけでなく、多くの教育関係者から注目を浴び、また、教育・心理・医療・福祉の専門家が町に集まることは、小中学生・高校生の児童生徒をもつ家庭の定住人口、交流人口の増加が期待でき、教育だけでなく地域の活性化にも繋がると考える。このことは、人口減に悩む当町にとっては重要なことである。

このような町のニーズに合致した学校事業を行うために、すでに高い評価と実績を もつNPO法人ライナスの会の事業は、藤野町にとって最も相応しい提案であると考 える。

(2)校地校舎を自己所有することが困難な理由

学校の設置主体であるライナスの会は、長年 L D教育に取り組み実績を上げている。 ライナスの会では、自然を最大限に利用した教育や農業教育、地域協力に基づく教育 を実施するための学校立地環境を求めていたが、多様な自然環境と豊かなコミュニティづくりに取り組む姿勢、新しい教育に深い理解を示す地域性から、藤野町が子ども 達にとって最良の教育環境が提供できる場と判断した。

藤野町では、小学校の統廃合が進んでいるが、現状では使用できる廃校施設の確保が難しかったため、民間施設の使用を検討していたところ、町内にある旧工場跡地の 所有者から工場跡地の利活用の申し出があり、ライナスの会が設置する学校の校舎と して有償賃貸することとなった。

これにより、自己所有する場合と比較し、より多くの資金を運営に回すことが可能 となり、町とライナスの会の共通目標である多様な教育環境の整備の実現に向け、互 いに協力し、教育内容を守るための施設環境を維持発展していくことができる。

なお、貸与期間は10年間としているとともに、旧工場跡地の所有者は、長期間に 渉り貸与する意向があり更新も予定しているため、学校運営に対する継続性や安定性 については、問題ないと町は判断している。 1 特定事業の名称

803(818) 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 NPO法人ライナスの会によって設立される学校法人によって設置される学校
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定の日
- 4 特定事業の内容

実施主体 NPO法人ライナスの会が設立する学校法人

事業区域 藤野町

実施期間構造改革特別区域計画申請認可後から開始し事業終了とされるまで。

ただし、小学1年生で入学した児童生徒が小学校高学年に、中学、高校 それぞれの1年生が卒業の年となる平成19年度を区切りにして、評価 と見直しを行い、その後事業を継続または事業内容の変更を検討する。

整備施設や内容

<使用貸与施設> 旧藤野電子株式会社工場跡地

神奈川県津久井郡藤野町沢井 1025 番地所在

(個人所有/敷地面積 2000 m²、建物面積 1344.582 m²)

<使用開始時期 > 2005年4月開校予定

5 当該規制の特例措置の内容

(1)対象児童生徒

LD(学習障害) ADHD(注意欠陥多動性障害) 広汎性発達障害による不登校の子どもを対象とする。

以外の不登校児童も全般に受け入れる予定だが、特に

- ・病弱で心身に傷を負い、専門的治療を受けなければならない子ども
- ・身体(肢体)に障害がある子どもで本校で学びたい意思のある子ども
- ・不登校の原因が心的外傷にある子ども
- ・母子関係、父子関係に問題がある子どもで、児童相談所が勧めた場合における子 ども

等は本校が医療、心理、福祉の専門性のある学校として受け入れていく。

また、あらゆる型の不登校状態にある子どもも、親のインテーク(intake)面接で専門家(医師、カウンセラー)が、その状況を把握し受け入れを決定する。 受け入れの方法は次ページ図Aを参照。

(2)取り組みの内容

当特定事業の実現のために次のような取り組みを行う。

個別指導計画(IEP)に基づいた教育支援

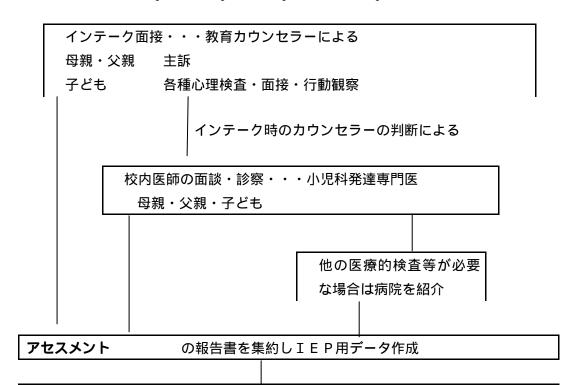
対象児童生徒は、それぞれの認知的特性から得意な面・苦手な面がそれぞれ違い、また指導援助法についてもそれぞれ異なる。

個別指導計画とは、心理面、発達面、学習面、生活面、社会性等を把握した上で、個別的な指導や配慮を総合した計画のことであり、指導の目標、方法、期間、教材、評価基準が立案されている。また、学期毎にその内容の検討を行い進めて行く。

対象児童生徒は、得意な能力と苦手な能力との差が大きいものの、将来その卓越した能力を十分に発揮できる可能性を持っている。その可能性を早期に見つけ伸ばしていくためにも個人の教育目標に対するアプローチを明確に記した IEP に基づいた指導は非常に重要である。

インテーク(初回面接)から、IEP(個別指導計画)作成までの流れについては次ページの図Aを参照。

図A インテークから(初回面接) IEP(個別指導計画)作成までの流れ



IEP会議

教育心理の専門家・カウンセラー (臨床心理士も含む)・医師 養護教諭・担任及び主に係わるスタッフ・ライナス教育研究所 研究員による会議

の会議に父親・母親が参加する会議。高校生の場合、子ども 本人も必要に応じて参加。

の会議を踏まえて1年間のIEP(個別指導計画)が作成される。

*スーパーバイズが必要と判断される場合、会議の進捗に応じ、医療・心理・ 教育・福祉の各専門家よりスーパーバイズを受ける。

IEP会議各専門者メンバー

杉渓一言(カウンセリング全般・スーパー バイザー兼任)

石川瞭子(家族療法、アートセラピー) 愛 美智子(心理分析)

金野公一(小児発達医療全般)

高橋明美(障害児教育、福祉)

*その他、スピーチセラピスト・作業療法士が参加。

専任スーパーバイザー

カウンセリング全般・・・杉渓一言 医療・・・金野公一

(横浜市南部地域療育センター前所長) 障害児教育・・・服部美佳子

*スーパーバイザーのうち、上記3名 は年間プログラムの作成時や必要と される際、IEP会議に参加する。

個別指導計画に基づいたクラス編成・指導時間の配慮

各教科プログラムは、習熟度、特性、状態等に合わせたクラス編成で行う。

個別指導計画に基づき、個別指導クラスから小集団指導クラスまで、その児童生徒に合ったクラスで教育支援を行う。

指導時間については、ADHD を併せ持っているか、特性として集中が苦手であるか、二次的症状があるか等から適切な授業時間の設定、配分が必要である。

児童生徒の個々の特性・状態に応じたトータルケアを実施

対象児童生徒は、生来的な認知的偏りが一次的症状としてあり、それが原因で学習 面・心理面・生活面・行動面・対人関係等に問題を持っている。

周囲の無理解等の不適切な環境に置かれると、二次的症状を引き起こすことになり、その「状態像」は多様であり、対応もそれぞれ異なる。

それ故に、教育だけでなく心理・医療・福祉の専門的な判断と個々の状態に合わせ たケアが必要となってくるため、各々の専門家がその支援に携わる。

ドクターチェック

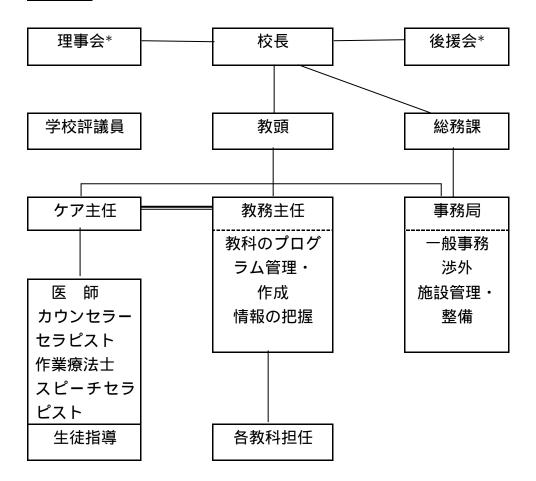
児童生徒の発達、状態について、年3回発達小児科医による診察を行う。診察は、必要に応じて、保護者、児童生徒、担当スタッフが同席して行われる。この他、児童生徒の状態に応じて適時診察を行う。

ライフサイクルチェック

家庭の中での児童生徒の状態等を掌握する為に、年 1 回保 護者との面談、家庭訪問等を行う。また、問題等ある場合に は、適時保護者との面談を行う。この結果を受けて、保護者・ 児童生徒のカウンセリングまたは、家族療法を行う。

教育、心理、医療、福祉の連携による教育支援は図Bの校務形式により行われる。 (次ページ図Bを参照)

図B 校務形式



- * 後援会 会長を地域の代表から選出し、会員は学校運営に賛同した企業、地域住民、その他広範な人材
- * 理事会 会長を濱田隆士とし、学術、民間、企業の代表者からなる

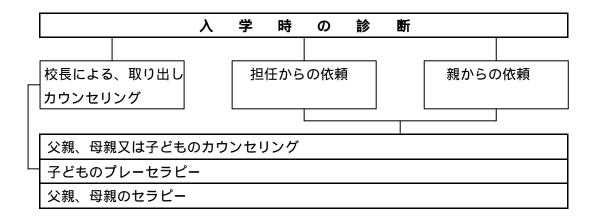
カウンセリング・セラピーを取り入れた教育支援

対象児童生徒は、周囲から理解されにくく、また自分の能力を過小評価しがちであり、学習だけでなく課題に対して無気力になったり、学習や対人関係に対して拒否的になるなどの二次的症状をもつことがとても多い。このような状態に対してカウンセリング・セラピーを適時行うことができる教育支

援を行う必要がある。

詳細については下記図Cを参照

図C心のケアと教育



家族療法

必要と認められた場合

カウンセリングは教科学習を優先し授業のある時間帯も単発的ないし計画的に行なわれる。主任カウンセラー(校長)の許可なくして担任及び担当教師は授業を受けさせるができない。(入学時、親からは承諾をとる)

* カウンセリングは全ての児童生徒を対象に年間に亘り順番に行なわれる。 順番はIEPに基づき決められるが、学校生活の中でその時、最もカウンセリング の必要性が高い子どもが優先される。

保護者の支援、家庭の支援を重視

子どもへの理解・対応の仕方がわからず、結果として不適切な対応をして しまうことで、子どもに悪い影響を与えてしまったり、周囲の無理解から、 子育ての仕方が悪いなどと非難され、保護者自身が孤立してしまう等の悪循 環により、子ども、そして家族が追い込まれるケースが非常に多い。

このようなことから、保護者や家族を対象にカウンセリング、家族療法を行ったり、子どもへの理解・対応の仕方を学習したり、保護者の自己成長を促すことを目的とした学習会を行う等の支援を行う。また、個別指導計画作成にあたり、検討会議に出席してもらい、現時点での状態・特性の共通理解、家庭との連携の仕方、家庭での対応の仕方について検討や情報交換を行う。

常に家庭と学校が児童生徒に対して同じ方向を向いて、個々の状態・特性に合った支援が行えるようにする。

将来を見越した教育支援

中学校、高等学校においては、地域への開放を充実させ、将来を見越してレベル・特性に合わせた地域の中における実習・訓練を充実させる。

特異な能力のある子どもについては、その特性を伸ばし、高等教育に向け て専門分野の指導者による指導が受けられるよう配慮する。

特性を早期に分析し、ハンディも個性の範疇として捉えつつ、よい面を伸ばすための指導を行なう。これには、長期のスパンでゆとりをもった教育を 行なう必要があるため、小中高一貫教育を実施する。

小・中・高一貫教育の流れについては次ページの図Dを参照

図D 小・中・高一貫教育の流れ

小学校	低学年	1 学年	・担任制	・教科学習
		2 学年	・基本クラス	・レベル・特性別クラスによ
		3 学年	(ホームルーム)	る受講
	高学年	4 学年		
		5 学年		
		6 学年		

適正検査



適正検査

適正検査 を加味してコースを決める。

高等学校 普通コース 選択コース 大学への進学 教科学習を最小限にし、選択科目の履修時間を 等を考えた一般 大幅に増やしたコ ス 的な学習内容の コース 農業コース 作物全般(一年を通じた)、花木、野菜、果樹な どのクラスに分かれる。 簿記会計や農業経営を学習し、将来の就労に結 びつける。 学校農場や海外で農業実習を行う。 情報処理コース レベルに応じたクラス編成。 芸術コース 造形美術、音楽、手工芸、バレエ、その他、生 徒の特性に合わせて毎年設定。

教科学習

教科学習は、文部科学省の学習指導要領を基本とし、設置される学校の目的、特性に応じた内容を実施する。また、個々のレベル・特性を考慮したクラス編成を行う。

(3)個々の児童生徒に対する具体的な配慮事項

本校の対象とする児童生徒は、知的な遅れはないが学習が部分的に苦手であったり、注 意集中が持続しない、多動である、人とのコミュニケーションが苦手等の特性がある。

このような特性・状態像は、個々の児童生徒で異なり、それぞれ学習面だけでなく、心理面・生活面・行動面・社会性などに複合的な問題がある。その為、個に応じた専門的な教育支援と全般的な教育支援が必要である。

個に応じた専門的な教育支援、全般的な教育支援を行うため、個別指導計画(IEP)を作成する。個別指導計画作成にあたって、保護者からの生育歴等の聞き取り、各種心理検査、学力のエラーチェック、行動観察等を行う。その情報をもとに、教育・心理・医療・福祉の専門家、スタッフ、保護者が検討会議を行い、個別指導計画を作成する。

個別指導計画は、学習面、心理面、生活面、行動面、社会性等の状態・特性を検討し、その児童生徒にとって必要な教育支援全般を行うため、国語、算数等の教科プログラムだけでなく、社会生活への適応力や学習に取り組む基盤を作るため「カウンセリング、ワーク、SST (ソーシャルスキルトレーニング)」等のプログラムが必要である。

この具体的な内容とねらいは以下のとおりである。これらのプログラムは教科の要素 も多く含んでおり、相互に関連づけながら指導を行っていく。

個別指導計画に基づくプログラムは学齢に関係なく特性別・習熟度別に行い、個別又は少人数グループで行う。

(4)教育課程の基準によらない部分

<新たな教科等の新設>

	内容	ねらい
7	小講義、ワーク(体験学習等)によるグループ	自己・他者を正しく理解し、肯定的
ĺ	カウンセリングを行う。	に受け入れる。
	具体的には、エンカウンターグループのような	メタ認知(他者から見た客観的な自
	集団活動、コラージュなどのプレイセラピーを	己を理解する力)の向上。
	行う。	考える力を伸ばす。

内容	ねらい
----	-----

	内容	ねらい					
h	子どもからの依頼又は、スタッフが心の状態を観	自己・他者を正しく理解し、肯定的に					
カウンセリング	て、適時、カウンセラーが対応する。子ども同士	受け入れる。					
セー	の問題が起きたときに、その問題を生かし臨床感	自己の特性(苦手・得意な能力)					
リン	のあるグループカウンセリングを効果的に行う。	を正しく肯定的に理解する。					
グ	個別に箱庭療法などプレイセラピー、寸劇を演じ						
	ながら行う心理療法、ロールプレイ、行動療法な						
	ど便宜、様々な療法を行う						
	ロールプレイ、ロールテイクを取り入れ、人と適	小集団の中で他者とかかわり、自己					
	切に関わるための基本的な技術を身に付けるト	評価、他者評価を正しく受け止め行					
	レーニングを行う。	動を最も良い方向に導く。					
S	各種認知トレーニングを行う。	コミュニケーションスキル、ソーシ					
S	例えば、寸劇を見て状況や他者の気持ちを理解	ャルスキルの育成。ルール理解。					
Т	し、自分がその立場にあったらどうするかを考え	セルフコントロールの向上。					
	る。その際、他の子どもの意見を聞き一つの考え						
	方として受け入れる練習をしたり、自分の考えを						
	正しく表現することを学ぶ。						

	内容	ねらい
	子どもの特性に合わせた課題を IEP に基づいて行	苦手分野を補い、得意分野をより伸ば
	う。今、その子どもにとって最も必要な指導・援	す 。
IJ	助を行う。特性に応じた認知訓練を行う。	
Ý	例えば、非常に音感の良い子に対して個別での音	
」、	楽の英才教育を行う。	
	根気よく、課題に取り組めず、なかなか達成感の得	
	られない子には、お手伝いの課題を決め、できたら	
	シールを貼り、続けられたことを評価する。	

特別な教育課程の編成を行うことにより、個別指導計画に基づき、個々の特性・状態や発達段階や学習の達成度等に合わせた専門的な教育支援をできるようにする。

学習指導要領に示される標準指導時数は参考にするものの、心のケアを行ったり、社会性や社会的な技能を身につけたり、生活習慣の確立、また、個別でのきめ細かい教科指導が必要とされるため、各教科の指導時数はカウンセリング、ワーク、SST、実用トレーニングの教育支援に置き換える。

小 1~ 小 4 までは「特別活動」の内容である行事や学級活動を SST による社会性を育てる指導や実用トレーニングによる身辺自立、生活習慣を確立する指導に置き換える。

同じ理由から「道徳」についても、SST による指導や実用トレーニングによる指導の内容と重なる 部分が多いので置き換える。

国語科時間数については、ワーク、リソース、SST、実用トレーニングの指導をそれに置き換える。 特に、年に一回行うミュージカル公演は、音楽や体育、その他の教科と合わせた国語の指導の大きな 柱となっている。台詞、動作の練習を繰り返し行うことで場に応じた適切な言葉遣いや声の大きさ、言 葉の明瞭さ、間のとり方等を学ぶ。

同じく、小学部の音楽も授業時数は週一回とする。そこでのねらいと内容は次のようなものである。 音楽とは本来「音を楽しむ」ものであるが、その習得(特にピアニカ、リコーダー等の楽器における) にはしばしば根気強い反復練習、集中力、手指の巧緻性等が要求される。

しかし、対象児童生徒はそのいずれにも強い抵抗感を持つことが多く、それが苦手意識となり、「音が苦」になる場合が多い。

したがって、小学部の音楽では、まず音楽がとても楽しいと感じることを目指している。

具体的には指導要領以外の曲も積極的に取り入れたり、音楽を伴うゲーム、オリジナル楽器作りなど、音楽を取り巻く世界を広げ、子ども達ができるだけ興味を持てるように、そして音を楽しむことができるプログラムを立てている。また年一回、台本、曲ともすべてオリジナルのミュージカルを公演することで、子ども達は積極性、協調性が増大し、有能感や自信を持てるようになる。

中学部においても週一回の授業でその最大の目標は「音を楽しみ、日常の情緒の安定を図る」ことである。変声期に入っているので無理に歌うことはせず、また、特に編入生は音楽嫌いで、「音楽」というだけで拒絶反応を示すことも多いので、少しずつ音楽に近づくことができるよう、音楽ゲーム(リズムを伴うもの)、発声の基礎訓練などを組み合わせたプログラムを立てている。

年一回のミュージカル公演では、中学部の子ども達が中心になるが、やはり、公演を経験することで 積極性、協調性、有能感、自信の増大が著しく認められる。

小学部段階で「英語」を取り入れる。

人間の赤ちゃんが言葉を覚えるように、「聞く 話す 読む 書く」の自然な流れで 英語を身につけていくのが、最良と思われる。人間の脳は(できれば)10 才前に言語学習を開始することが良いと言われている。10 才過ぎると、「話す」という行為が素直にできにくいこととも関連がある そうだ。その大切な10 才前に、ゲーム、歌、クラフト作り、読み聞かせを通じ、 大量の英語を耳から入れておき、抵抗なく口から出すチャンスを作るのは大いに意味がある。

また、対象児童生徒は、それぞれ特性があり、耳から情報の入りやすい子、目から入りやすい子などの特性を考えた指導ができる。前者には毎日の様々な場面に英語で話しかけ、それに対して答えることができることによる有能感をもてたり、記号が入りやすい後者には、得意なパソコン操作によりこれまた、有能感をもてるなど TPR を含めた一斉授業、座って聞くだけの授業ではない英語教育ができる。

指導要領に基づけば、小学校では「家庭科」のみで「技術」は含まれないが、LD、ADHD 等の特性に 対する指導援助を行うために

- ・目と手の協応動作のトレーニング
- ・計画的で、共同作業を伴う課題のトレーニング
- ・これらのことを安全に進める上で必要な自己認知のトレーニングなどの必要性から「技術」も取り

入れる。

小・中学部での「図画・工作」及び「美術」を「造形」と称する。理由としては、新学習指導要領にも強調されているように、児童・生徒の特性や個性を活かした、多様性と創造的な活動を重視する教育として「自らがつくりだす喜びを味わう」を基本とすることから、教科名を「造形」としたい。

1単位時間は40分で設定しているが、子どもの特性から授業の実施にあたっては、20分を1モジュールとし、場合によっては間に休憩をはさみながら、1単位時間分の指導を行うものとする。

(5)計画初年度の教育課程の内容等

教育課程について

小学校 教育課程 年間 35 週とする。 () 内は週時間数

		学年	/	J\ 1	1	راً\ 2		小 3	小4	小5	小 6
		算数・数学	105	105(3)		(3)	105	5(3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
		国語	105 (3)		105	105(3)		5(3)	70 (2)	70(2)	70(2)
1	各	英語	70 (2)	70(2)		70 (2)		105 (3)	105 (3)	105 (3)
ン	教	理科	生	70	生	70	生	70	105 (2)	105 (3)	105 (3)
ク	科	社会	活	(2)	活	(2)	活	(2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
ル	/ 学 造	造形	70(2)		70 (70(2)		(2)	70 (2)	70(2)	70 (2)
	習	保健・体育	35 (1)		35 (1)		35 (1)		70 (2)	70(2)	70(2)
ジ		技術・家庭							35 (1)	35 (1)	35 (1)
∃		音楽	35 (1)	35 (35 (1)		(1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
ン	領	総合的な学習	70 (2)	70 (70(2) 70(2)		70 (2)	70(2)	70(2)	
	域	特別活動 (部活他)						105 (3)	105 (3)	105 (3)	
		グループワーク							70 (2)	70(2)	70(2)
		リソース	70 (2)	70 ((2)	70	(2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
		SST	70(2)		70 ((2)	70	(2)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
		実用トレーニング	35 (1)		35 (1)		35 (1)		35 (1)	35 (1)	35 (1)
		総計	735	(21)	735	735 (21)		5 (21)	980 (28)	980(28)	980(28)

(注)児童の特性から1単位時間を40分とする。

小学校1・2・3学年時程表 (標準となる時程表・コース別に改定)

時程	月	火	水	木	金						
10:00			朝 の 会								
10:15											
(20)	国語	算数	算数	国語	SST						
(20)											
休憩5分			休憩 5 分								
11:00											
(20)	英語	造形	英語	生活	国語						
(20)											
休憩5分	休憩 5 分										
11:45			11.10								
(20)	算数	造形	実用	音楽	生活						
(20)			トレーニング								
12:25											
		昼休	み(昼食・清	掃)							
13:25											
(20)	総合	リソース	SST	リソース	体育						
(20)											
休憩5分			休憩5分								
14:10			帰り	の会							
(20)	総合										
(20)											
14:55	帰りの会										

小学校4・5・6学年時程表 (標準となる時程表・コース別に改定)

時程	月	火	水	木	金								
10:00			朝の会										
10:15													
(20)	技術・家庭	社会	理科	英語	算数								
(20)			 休憩 5 分										
10:55		Γ											
11:00		算数	TIII 1 N	TILLE	22 ¥6								
(20)	国語	国語	理科	理科	算数								
11:40			 休憩 5 分										
11:45			国語										
(20)	英語	リソース		音楽	実用 トレーニング								
(20)			算数										
12:25	昼休み(昼食・清掃)												
13:25													
(20)	総合	英語	グループ	造形	体育								
(20)			ワーク										
14:05			休憩 5 分		T								
14:10													
(20)	総合	SST	グループ	造形	体育								
(20)			ワーク										
14:50 14:55	113 to 0 A	11310 C A	休憩 5 分 □	13.000	<u> </u>								
(20)	帰りの会	帰りの会		帰りの会	カワンゴ								
(20)			ホームルーム 		部活								
15:35			 帰りの会		 休憩 5 分								
15:40			かりの女		下図りり								
(20)					如红								
(20)					部活								
16:20					帰りの会								

* 小グループ指導が適する児童・生徒

		学年	中1	中2	中3	小4 中3*
	各	算数・数学	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
1	教	国語	105 (2)	105 (2)	105 (2)	70 (2)
ン	科	英語	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
ク	学	理科	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
ル	習	社会	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
		造形	70 (2)	70(2)	70(2)	70 (2)
ジ		保健・体育	70 (2)	70(2)	70 (2)	70 (2)
3		技術・家庭	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
ン		音楽	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
	領	総合的な学習	70 (2)	70(2)	70 (2)	70 (2)
	域	特別活動	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
		グループワーク	70 (2)	70 (2)	70(2)	70 (2)
		リソース	70 (2)	70 (2)	70 (2)	35 (1)
		SST	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
		実用トレーニング				35 (1)
選		英語	70 (2)	70(2)	70(2)	
択		数学	70 (2)	70(2)	70(2)	
		総計	1155 (32)	1155 (32)	1155 (32)	980 (28)

(注)生徒の特性から1単位時間を40分とする。

中学校時程表 (標準となる時程表・コース別に改定)

時程	月	火	水	木	金								
10:00			朝の会										
10:15													
(20)	英語	数学	英語	グループ	造形								
(20)				ワーク									
10:55													
11:00			数学										
(20)	国語	数学	*1.4	グループ	造形								
(20)			社会	ワーク									
11:40			休憩5分										
11:45				社会									
(20)	技術・家庭	英語	理科	Mrt. 334	SST								
(20)				数学									
12:25													
	昼休み(昼食・清掃)												
13:25													
(20)	総合	国語	理科	音楽	選択								
(20)													
14:05			休憩5分										
14:10													
(20)	総合	リソース	理科	保健・体育	選択								
(20)													
14:50			 休憩 5 分										
14:55													
(20)	選択	リソース	ホームルーム	保健・体育	部活								
(20)													
15:35			休憩 5 分										
15:40			11,0,0,7										
(20)		711 7 V A		選択	部活								
16:20				~3, \	HI-/H								
10.60				帰り	の会								

高等部 履修単位数

	国	社	数	理	保	芸	外	家	情	総	ホーム	グループ	S	選	
	語	会	学	科	健	術	国	庭	報	合	ルーム	ワーク	S	択	合計
					体		語				/部活		T		
					育										
高	3	3	3	2	2	2	4	2	1	3	3	2	1	2	33
1															
高	3	З	З	2	2	2	4	2	1	3	3	2	1	2	33
2															
高	3	1	З	2	2	2	3		1		3	2		11	33
3															

(注)生徒の特性から1単位時間を40分とする。

33×35(週/年間)×3(3年間)=3465単位時間

選択科目として

農業

簿記・情報 選択国語、選択数学、 選択英語 選択理科、選択社会

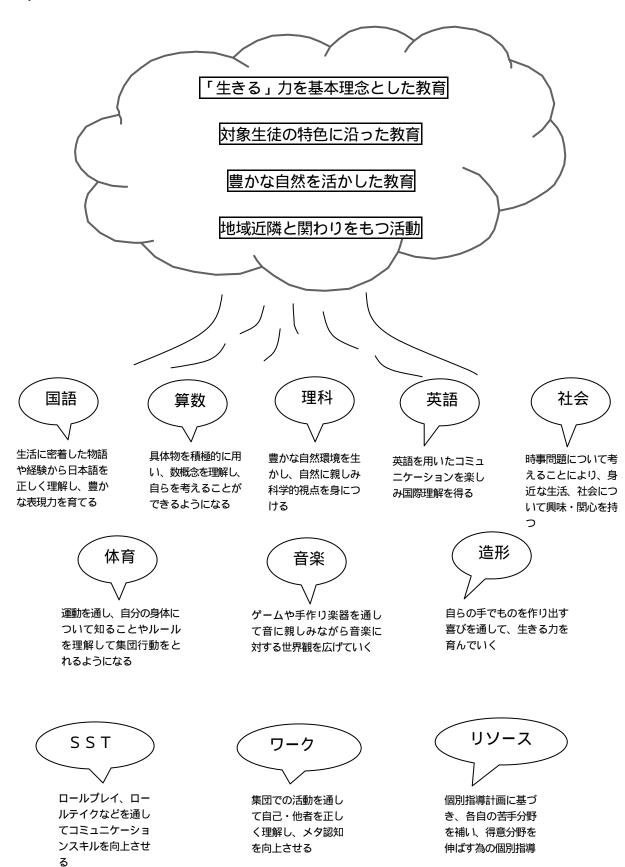
を設定する。

高等部時程表 (標準となる時程表・コース別に改定)

		月			火			水			木			金	
	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	高
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
10:00				•			朝の会								
10:15															
		国語			数学			科学		英語				国語	İ
10:55				<u> </u>				憩 5							
11:00															選
	英語				数学			科学	!		社会		英	語	択
11 . 10															
11:40 11:45		休憩5分													
11 . 45	選 社会 択							国語			国語				選
					英語			数学	!		数学		社会	<u>></u>	択
12:25			! ! -					XX J							<u> </u>
						- ,		^	\ -1						
13:25						1	下み(T	昼筤	・清	帝 <i>)</i> T					
		炸车土口		C	ngr.	¦選 - ¦択	44	選			伊姆休安			ř 11	→
		情報		Si	ST	, 1)\ !	称	総合 ¦択 ¦			保健体育			グループ ワーク	
14:05															
14:10						· ! 選		·/ <u>U</u> . 3	/」 : 選						
		芸術		家	庭	: 択	総	合	· : 択	ほ	│ │ 保健体育		 ク	ブルー	プ
14:50						į								ワー!	
14:55						-	休	憩 5	分				<u> </u>		
14.33						_ 選			選			- 選			
		芸術		家	庭	択	総	合	択	選	択	択		部活	i
15:35						! !			 - -			:			
15:40							休	憩 5	分						
				帰	りの	会				1		選			
										選	沢	択		部活	i
16:20												<u>i</u>			
												帰り	の会		

教科指導に関する本校の特色

a)指導内容の特色について



国語 物語の読み聞かせの課題を通しての小学部中・高学年の指導例

指導内容	ねらい	子どもの特性に応じた援助
短い物語を	集中の悪い子のねらい・・・離席せず 10 分間集中して物語を	集中の持続が難しい子には、10分間物語を聞けたことを評価し、国語を終了して別室
落ち着いて聞く。	聞ける。	で過ごすことも可とする。
	短期記憶の悪い子のねらい・・・物語の内容を確認する。 <登場人物>	短期記憶の苦手な子のために登場人物とそれ以外のものを加えた絵を用意し、その中から選択させる。
	<物語の流れ>	状況理解の苦手な子のために場面の絵カードを並べる作業をしながら、物語の流れを 確認する。
	書字に困難のある子のねらい・・・感想を文に書き表す。	文字を書くことが苦手な子には感想を聞き取って手本を作り、一部本人が書けるようになぞり書きシートを用意したり、視写手本を用意して援助する。
	文を書くことが苦手な子のねらい・・・感想を文に書き表す。	文を書くことが苦手な子には、要素となる単語を書き出させ、その単語を用いて、短文にまとめる援助をする。
	衝動性を抑えるのが難しい子のねらい・・・感想をみんなの前 で発表する。	順番を守れなかったり、余計なおしゃべりの多い子には、最初に何番目に発表するか 見通しを持たせ、発表のルールを確認する。
	視知覚に問題がある子のねらい・・・物語の一部を視写する。	視知覚に問題があって視写の苦手な子には、混乱しないように簡単な単語を手本の距離も近いところから練習し、少しずつ長い文章を書き写せるように援助する。
	手指の巧緻性に問題のある子のねらい・・・書字動作をコント ロールしながら 物語の一部を視 写する。	手先に緊張が強く、不器用な子には腕、肩、手首の緊張をとるリラクゼーションをはかり、正しい力の入れ方を指導し、大きめのマスのプリントを用意し、ゆっくり書かせる。
	集中の悪い子のねらい・・・時間や分量の見通しを持って物語 の一部を視写する。	気が散りやすい子は、机を壁に向けたり、余分な刺激を取り除く配慮をする。最初に何 分間とか、これだけの長さの文を視写するという目標を明らかにし、本人と確認する。

算数・数学 「数の時間」についての指導例

* 算数障害の子どもに関してはリソース時間を利用しての1対1対応を行う

STANITH OF THE STANISH CONTRACTOR AND AND CONTRACTOR AND CONTRAC						
特徴	内容	ねらい・目的				
90分の長時間授業 (週1回) (*小学校3年生以下 は40分授業とする)	総合的な「考える」ことを養う授業。 国語、社会、理科などの要素を含み、 具体物を積極的に用いる	集中力を持続し、多面的に物事を捉え「考える」ことができるようになる具体物を使っての実験や観察により、より明確な理解を促す(視知覚)質疑応答、文章読解などを通し、国語力を身につけると共に、コミュニケーションの基礎を学ぶ				
20 分の短時間授業 (週2回)	復習の時間として、より深い理解、 知識の定着を促す	・ 短時間で課題に集中できるようになる・ 時間内に課題を再認識し、必要に応じた援助を求めることができる				
少人数クラス(最大 10 人)に対し複数のスタッ フ(3~5人)	IEP に基づいた各子ども指導が実行できるよう、子どもとスタッフの配置は慎重に検討される	・ 様々な特性の子ども達の多様なニーズに対応し、注意・集中の続く充実した授業を進めるために必要な数のスタッフを配置する				
学年の枠をこえた能力・特性別のクラス	学齢にとらわれず、個々の数理解の 能力や特性に合わせたクラス編成	数理解の程度に合わせたクラス編成により、学齢の枠をこえ、個々にとって「今必要な課題」に取り組むことができる学齢の違う子ども同士で教えあい、協力して答えを見つける楽しさを知る				
考える時間	学習の前半は小講義の形式をとり、 課題の基礎を伝えると共に、頭を使い「自分なりの答え、意見」を考え つくよう支援する	ある答えをだすために、どのような計算式がどうして必要なのかを考え付くことができるようになる算数・数学を教科としてだけではなく、「数の概念」「数の世界」を理解できるようになる				
レベルに合わせたプリ ント学習	到達レベルに合わせた個人学習の時 間	計算力・応用力を伸ばす挙手により自ら具体的かつ明瞭に援助を求めることができるようになる				

理科 「生物の時間」 についての指導例

目標:地域の特性を生かし、野外観察と実験を中心に、自然環境の多様性や変化を感じ取り、関心と理解 を深め子どもの生活を豊かにする。さらに、興味・関心から専門性を育てる。

対象児童生徒の中には、ボディイメージが弱く、寒暖の差を正しく認識し衣服を調節するなど、適切な対応が苦手な子どもがいる。それらの子には自然環境の変化やその仕組みを、体を通して知識との両面から学ぶプログラムを実施する。

知的レベルは高いが、特定のものにしか興味を示さないタイプの子どもは、継続的によい点を伸ばす指導を受けることにより、人並み以上に優れた能力を発揮することもできるため、その興味に応じた、より専門性の高い「エリートプログラム」を実施する。

プログラム、クラスは各種検査データ、行動観察やカウンセリングによる特性分析、本人の興味に関するアンケート結果を考慮して編成する。 例:

自然と親しむ学習中心

「いももちを作ろう」

<ねらい>材料を知り調理を楽しむ

秋を見つけよう

< ねらい > 自然観察をしながら季節の変化に気づく

実験観察中心

「いももちを作ろう」

<ねらい>材料の性質を試薬で調べる

秋を見つけよう

< ねらい > 動植物を含む自然環境の季節による変化を継続的に観察し記録をとる

科学専門プログラム

「いももちを作ろう」

< ねらい > でんぷんを含むものを知り、 その抽出の仕方、性質の調べ方を学ぶ 秋を見つけよう

< ねらい > 動植物が季節に適応できる仕組みについて学びレポートにまとめる

平成16年度テーマ

生物(講師: 吉崎真里) 四季を通し、植物、動物の変化を学ぶ

化学(講師:濱田隆士)川や湖の水質検査

地学(講師: 吉崎芳郎)川の流れ、地域の土壌、山間地の気候の特徴

物理(講師:大嶋治) 山の傾斜と道路、村落の関係

など

英語 小学低学年児クラスの指導例

ライナスでは小学部でも英語の授業を行っている。それは、幼児が母国語を覚えていくのと同じ自然な流れ(聞く 話す 読む 書く)で英語を身につけて欲しいと考えてい るからだ。授業は必要最低限の日本語を交え、あとは全て英語で行われる。英語のシャワーを浴び、Repeat after me.での反復練習にとどまらない、英語スパイラルに子どもを 入れることにより、知らず知らずのうちに「繰り返してしまっている」ことを目指している。そのため、ゲーム、歌、チャンツ、クラフト、絵本、TPR、ビデオ、クッキング等 多方面からのアプローチを、リスニング・スピーキング中心に指導している。

以下の表は、ある日の小学低学年児クラスの英語の様子である。LD、ADHD 児や、その周辺の特別な配慮が必要な子どもへの援助を加えた。

(5~8名クラス、メインティーチャー1名、サブティーチャー3名で指導している。) ? = 子ども ? = スタッフ

項目	授業の流れ	ねらい	視覚優位? への援助	聴覚優位?	多動・集中困難?
座席決め	? が? の座席を決める	? が授業に集中しやすいように	他事が視野に入らぬようにする		サブ? がつき、集中を継続させ
			教室内の刺激物を減らす		るよう声かけをする。
始めの	Let's start to day's lesson.	先が見通せないと不安が増す? のためにスケ	板書	スケジュールを読み上げる	1 項目終了するごとに板書を
あいさつ	…今日の予定を伝える	ジュールを明らかにし、安心感を与える			消していく
	Hello! How are you?	自分の体調を意識させる	板書	声のトーンを変えながら	動きをつけて行う。
				気分の違いを伝える	
	Today is October 7th, Monday.	その日の月、日、曜日、天気を意識させる		読み上げ	
	How is the weather today?				
テーマ:	動物名の復習	フラッシュカードを用いて短期記憶訓練。短	カードを見せてイメージを持ち	発音を聞かせ耳に残りやす	カードで集中を促す
動物	…カードを見せながら発音	期 長期へ移行しにくい? のために必ず前の	やすくする	いようにする	
	真似する? や聞くだけの? も徐々に言えるよ	時間の復習を入れる			
	うになる				
	歌・絵本の読み聞かせ	集中、傾聴、興味	手遊び、色彩豊かな絵本などで視	音を拾うことが得意なの	手遊び歌で身体を動かすこと
	…5 Little Monkeys などの手遊び歌を歌	テンポ良い英語、繰り返されるフレーズを聞	覚的に援助して興味をもたせる	で、一部でも歌える、発音	により集中を持続させる。
	う。歌うだけでもリズムとりだけでもよい	き、楽しみながら内容を理解する。 知ってい		できることにより有能感が	興味のあることへの発言に?
	? が外国の絵本を読むのを聞く	る単語が「聞こえてくる」面白さ。英語だけ		芽生える	は英語で話を膨らませて学習
		で理解できる喜びを知る。			意欲を高める
今日の復習	Today's 1 English	記憶の呼びおこし	板書や使用した教材をヒントに	自信のない発音の時でも聞	早い順番で発表させる
	…今日覚えた単語、表現を発表	「言える」こと、? や他児から誉められるこ	使う	き取れていることを誉めて	他児の発表を聞けたときは積
		とで有能感を育てる		あげる	極的に誉める
終わりの	That's all for today. Good-bye.	終了したことを宣言			時間の区切りをつけさせる
あいさつ	See you next time!				

体育 一日の指導例

内容	ねらい
1 たてわり	異年齢の小集団の中での体育的関わり。(縦割り班)
2 ルール理解	大きな動きのあるゲームなどを通して、簡単な約束事から理解していく。
3 微細運動 粗大運動	協応の悪い子ども達のレベルに応じて大きな動きから小さな動きの訓練。
4 朝マラソン	ADHD 児、非言語性 LD 児、セルフコントロールディフィカルトを持つ子どもを主に、学習前に走ることによって、子ども自身で気持ち(テンション)をコントロールすることを覚えさせる。 距離は子ども一人ひとりの年齢、その日の体調にあわせて決める。

教科科目「造形」について__

造形活動とは、美術教育実践が醸成した総合的且つ、統合的表現活動である認識の もとにおいて、本校では対象生徒の特質を踏まえて、次のような実践を基盤に行って いく。

地域性を生かした授業づくり

生活に密着したものづくり

社会性を養う活動

実践例として

- ・豊かな自然の中からの教材を活用した木工、陶芸及び染織などを授業に取り入れる。
- ・小学部では自然素材を活かした工作を中心に、遊びの中から学ぶ力を育んでいく。
- ・中学部からは将来の社会的自立を念頭に置き、実生活に活かされるものづくりを中心としながら、地域の芸術家の方々との交流や社会参加を活動の中に積極的に取り入れていく。

b) 各教科別の指導形態について

		-	メインス・	タツノ	- サノスタ	ノツノ	- 子とも
算数、	国語、	数学、	英語:特	性別・習熟	度別に3クラ	ラスから 5・	クラス
					*インク	7ルージョン	/形式
社会、	保健体	育:分	野別・習熟	热度別に 2	クラス ¬		
理科:	分野別	に 3 ク	ラス]			

造形・音楽:特性別に	1 クラスから 3 クラ	ラス	
ワーク(又は実用トレー	-ニング) SST	: 特性別に 2 クラスから 3 ¬	クラス
→ #+34.Ed			
リソース:特性別 「			7
			_
	h> 1 h = -		
選択:分野別に 1 クラス 「	から 4 クラス	٦	

l l		
) で 2 クラスナ	いら 4 クラス	
	, 5 1 , 5 ,	
) で 2 クラスだ	.) で 2 クラスから 4 クラス

(6)本計画と憲法、教育基本法、学校教育法に示す学校教育目標との関係について

本計画で実施する小中高一貫校では、町内だけでなく、他の市町村からの小中学生・高校生を対象としており、教育を受ける権利を保障した憲法 26 条に合致するものである。

また、LD、ADHD、広汎性発達障害による不登校の児童生徒を対象とした教育を行うため、特別な教育課程の編成をし、個別指導計画に基づき、個々の特性・状態や発達段階や学習の達成度等に合わせた専門的な教育支援をできるようにする。

学習指導要領に示される標準指導時数は参考にするものの、心のケアを行ったり、社会性や社会的な技能を身につけたり、生活習慣の確立、また、個別でのきめ細かい教科指導が必要とされ、各教科の指導時数は「カウンセリング」、「ワーク」、「SST」、「実用トレーニング」の教育支援に置き換える。

この中で、教科の削減や授業時数の削減による支障が懸念されるが、「リソース」、「カウンセリング」、「ワーク」、「SST」、「実用トレーニング」では、各教科学習の要素をそれぞれ取り入れた総合的な内容になっているため、充分に教科や授業時数の削減を補うことができると考える。そして、時数の増減は、手段としての方策であって、内容・目標は学習指導要領を充足するものである。

現在、LD、ADHD、広汎性発達障害による不登校の児童生徒への教育支援の環境が充分でない教育現状の中で、将来を見越して、個々の状態・特性に合わせたトータルな教育支援を行うことは、憲法 26 条の教育を受ける権利、教育基本法 3 条「すべての子供が能力に合わせた教育を受ける権利」に合致するものである。

本町としては、本計画が教育基本上の理念及び学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえたものと判断する。